

質問回答

| NO. | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 「1. 2 調達の背景」に「令和7年度よりパブリッククラウドに移設して運用を開始する」と記載があります。また、「3. 1（オ）障害発生時対応」に障害発生時保守作業（原因調査、応急措置、報告等）を有人により24時間体制で行うこと。」と記載があります。移設後の運用開始初年度ということもあり、予期せぬ大障害の発生があり得ると考えます。移設事業者の責任のよる障害の可能性が高い場合においても本業務の受注者側は24時間体制での有人対応が必要でしょうか。                                                            | 移設事業者の責任による障害は令和8年3月31日までは移設事業者の責任において修正を行うことになっています。                      |
| 2   | 図1-1に記載のシステム構成図について、システム増強、仕様追加、不具合解消等を理由に契約期間中にシステム構成を変更する可能性はありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | 不具合解消等を理由に契約期間中にシステム構成を変更する可能性はあります。                                       |
| 3   | 上記No.2においてシステム増強等を実施する場合、システム構成変更作業は本業務の受注者が実施するのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                   | 本業務の受注者が、「令和6年度から令和10年度までの熱中症予防情報サイトの保守・運用業務」の請負者に指示に従い、設定変更を行います。         |
| 4   | 上記No.2においてシステム増強等を実施する場合、システム構成変更後のパブリッククラウド利用料は大幅に増える可能性があります。その場合の利用料は本業務の受注者が負担するのでしょうか。                                                                                                                                                                                               | クラウド利用料は本業務の受注者が負担することになります。ただし、システム増強等のため大幅に利用料が増える場合は、環境省担当官と協議の上、決定します。 |
| 5   | パブリッククラウド利用料はデータ転送量に応じて課金されることが一般的ですが、アクセス数やデータ取得量が大幅に増えることによって、想定以上の利用料となった場合も本業務の受注者が負担するのでしょうか。                                                                                                                                                                                        | クラウド利用料は本業務の受注者が負担することになります。ただし、大幅に増える場合は、環境省担当官と協議の上、決定します。               |
| 6   | パブリッククラウド利用料はドル建てのため、支払額が変動します。契約期間中に急激な円安進行となった場合も本業務の受注者が利用料を負担するのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                | 本業務の受注者が利用料を負担することになります。                                                   |
| 7   | 「3. 1（ア）保守運用計画及び実施要領の作成」に「業務開始後速やかに、本クラウド基盤に関して全容を把握し」と記載があります。また、「3. 2 クラウド基盤の業務運用支援」には、「「令和6年度から令和10年度までの熱中症予防情報サイトの保守運用業務」及び「令和7年度から令和9年度までの体感指標に関する調査、黒球温度等観測・WBGT算出及び、熱中症特別警戒情報等の検出・伝達業務」の各事業者と連携して業務を進めること」と記載があります。上記を滞りなく遂行するため、本業務の受注者にも熱中症特別警戒情報等の知識や、気象学的な知見がある程度は求められるのでしょうか。 | 本業務の受注者に熱中症特別警戒情報等の知識や気象学的な知見は故障対応の際に必要な知見は持ち合わせていただければと思います。              |